

大阪市条例第 5 号

大阪市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の 4 第 2 項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第27号）（同府令を改正する府令を含む。以下「設備運営基準」という。）に定めるところによる。

(設備運営基準の改正に伴う経過措置)

第 4 条 設備運営基準の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している一時保護施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と工夫を行ってもなお第 3 条に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定したときは、当該一時保護施設は、令和 11 年 3 月 31 日まで、当該基準によらないことができる。この場合においては、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪市条例第 49 号）第 3 条（第 6 号（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 42 条及び第 46 条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定を準用する。